

# 本柱取付街路灯器具の施設

## 1. 総 則

1. 1 適用範囲 この規格は、東京電力の配電柱に取付ける街路灯器具（付属金具類を含む。以下同じ）について適用する。

ただし、高圧ナトリウム灯については、以下の規格のほかに東京電力が別に定める基準を満たす必要があるため、需給契約又は共架契約の申込み前に東京電力に連絡し協議すること。

## 2. 構造・寸法・材料

2. 1 構造一般 器具は、次の各号に適合すること。

- (1) 看板又は商店装飾などを目的とする付属品を設けないこと。
- (2) 電気用品安全法の適用を受ける部分は、同法に合格したものを使用してあること。
- (3) 器具はじょうぶで耐久性に富み、かつ、本柱に堅固に取付けられること。
- (4) 器具の取付バンド及び付属金具類は、亜鉛めっきなどの防錆処理を施した軟鋼板製で、かつ、容易に取付け、取外しができるものであること。
- (5) 器具を使用状態に取付けた状態で、取付面より10cm突出した位置に690N（70kg）の荷重がかかってもこれに耐えること。
- (6) 質量は、付属金具類を含め100kg以下であること。
- (7) 導線の導体断面積は、 $0.9\text{mm}^2$ 以上であること。
- (8) 白熱電灯若しくは水銀灯ソケットに接続する電線には、ゴム系絶縁電線を用いてあること。

2. 2 寸法 付図及び付表による。

## 3. 試 験

3. 1 構造検査 2（構造・寸法・材料）及び4（表示）について検査する。

3. 2 絶縁抵抗試験 試験品を使用状態に取付け、500V絶縁抵抗計でのおのの極間及び充電部と非充電部との間の絶縁抵抗を測定し、5M $\Omega$ 以上であること。

3. 3 荷重試験 試験品を取付状態に設置し、取付面より10cm突出した器具上部に垂直方向に880N（90kg）の荷重をかけたまま1分間放置しても、器具の破損若しくは著しい変形があつてはならない。

#### 4. 表 示

4. 1 標示札 器具には、所有者などを記入できる金属又はプラスチック製の標示札を設けること。

付表1 本柱取付街路灯器具の寸法表

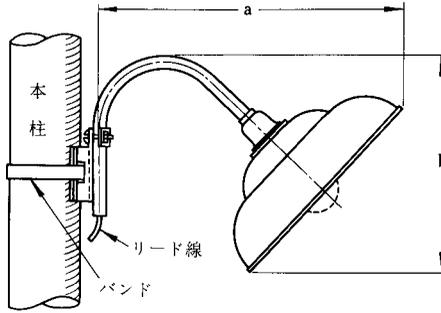
		a	b	c
白熱電灯器具		800mm以下	800mm以下	—
蛍光灯器具				
水銀灯器具	小形	3,000mm以下	3,100mm以下	40mm以上
	大形			

付表2 取付バンドの寸法

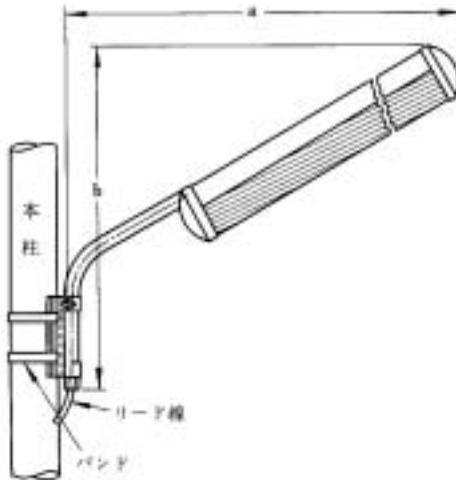
使用する 光具の光源	寸法	厚さ	幅
白熱電灯		1.2mm以上	15.0mm以上
蛍光灯		1.6 ㎎	25.0 ㎎
水銀灯	小形	1.6 ㎎	25.0 ㎎
	大形	4.5 ㎎	50.0 ㎎

付図 本柱取付街路灯器具の構造図

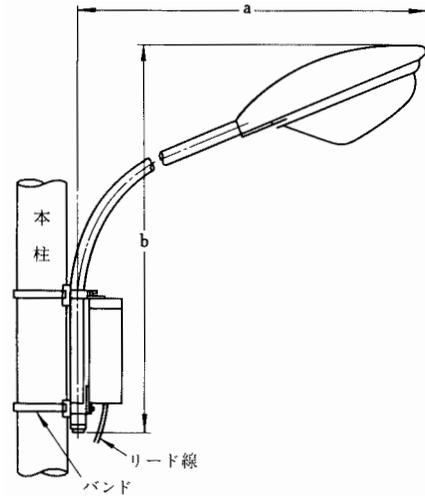
(1) 白熱電灯器具例



(2) 蛍光灯器具例



(3) 水銀灯器具（小形）例



(4) 水銀灯器具（大形）例

